

76 判事登用規則に依る登用判事試補を治安裁判所に配置の儀請議
〔明治二十年四月〕

(注記1) 司法省秘第一〇二五号

判事試補配置之儀ニ付請議

(注記3) 判事登用規則ニ依リ登用サレタル判事試補ノ儀ハ同規則第二條ニ志箇年以上始審裁判所ニ試用スト掲記シアルヲ以テ夫々始審

裁判所ニ配置致シ来候処元来始審裁判所本支庁所在地外ニ在ル治安裁判所ハ輕罪事件ヲ処分致シ候得者即チ始審裁判所權限ノ一部ヲ行フモノニ付此種ノ治安裁判所江試補ヲ配置スルハ敢テ前掲第二條ノ趣旨ニ違ハサル儀ト存候且又明年ヨリハ明治十九年勅令第四拾号裁判所官制第二條ニ依リ治安裁判所江モ試補ヲ配置スヘキ之処一時ニ多数ノ判事試補ヲ転勤セシムルハ人繰上因難不少儀ニ付旁前陳治安裁判所江漸次試補ヲ配置致度此段請議候也

明治二十年十一月廿四日

司法大臣伯爵 山田顕義

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

(朱書) 請議ノ通

明治二十年十二月廿日

(注記6) 明治二十年十二月九日

(田中) (巖谷) (金井) (谷森) (注記7)

(注記8)

内閣總理大臣 花押 (伊藤)

法制局長官 印

各省大臣	
外務	大蔵
内務	海軍
陸軍	文部
司法	農商務
通信	

別紙司法大臣請議判事試補配置ノ件ヲ按スルニ判事登用規則ニ依リ登用セラレタル判事試補ハ一ケ年以上始審裁判所ニ試用スルノ成規ナレハ之ヲ治安裁判所ニ配置スルハ表面上聊不穩当ナルカ如シト雖モ始審裁判所所在地外ニ在ル治安裁判所ハ輕罪事件ヲ処分シ即チ始審裁判所權限ノ一部ヲ行フモノナレハ判事登用規則第二條ノ趣旨ニ違フモノニ無之ト思考ス且明年ヨリ治安裁判所ヘ試補ヲ配置スヘキニ由リ人繰ノ都合ヲ以テ前陳ノ治安裁判所ヘ漸次之ヲ配置セントスルハ是又都合無之ニ付請議ノ趣裁可セラレ可然ト認ム

指令案

請議ノ通

(加筆・朱書) (山田) 〔明治二十年十二月廿日〕

判事登用規則

(朱筆) 第二條 法学士代言人及ヒ試験及第者ヲ登用スルトキハ先ツ判事試補ヲ命シ一ケ年以上始審裁判所ニ試用シ判事定員ノ欠アルニ随ヒ其本官ニ任スルモノトス

裁判所官制

第二條 治安裁判所始審裁判所控訴院ニ左ノ職員ヲ置ク

治安裁判所

判事 一人 奏任五等

判事試補 若干員

検事試補 一人

勸解吏 一人 判任

書記 判任

閣令第十号 十九年五月

始審裁判所治安裁判所判事検事ノ職務ハ当分ノ内現任判事補
検事補ヲ以之ヲ行ハシムルコトヲ得其官等俸給ハ従前ノ通り
タルヘシ

司法省令甲第一号 十九年五月

裁判所官制ニ依リ相当ノ職員就任スル迄ハ一時従来ノ職員ヲ
シテ其事務ヲ取扱ハシム

(注記1)

「法制局秘第三四号・二十年十一月廿六日」

(注記2)

〔落首〕〔枚〕
〔印〕・〔印〕

(注記3)

「法制局」〔司法部〕〔行政部〕〔山尾〕
〔印〕

(注記4)

「三十三」(簿册内件名番号)

(注記5)

「甲二七〇」

(注記6)

「司甲二七〇」

(注記7)

〔島嶼〕
〔印〕

(注記8)

〔濟〕

〔公文類聚 第十一編 明治三十二年 第五卷〕 2A, 11, ②292